

第6回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

と き 平成21年2月9日(火) 午後1時30～午後4時15分

ところ ニセコ町役場2階第2会議室

出席者	委員長	渡部 誠二	事務局	企画課長	加藤 紀孝
	委員	斉藤 うめ子		経営企画係長	山本 契太
	委員	坪井 訓		経営企画係主任	齊藤 徹

欠席	副委員長	松田 裕子			(敬称略)
	委員	小野 剛良			

1 開会 委員長挨拶

事務局) 今回は、九州大学田中准教授を招聘し18:00からのまちづくり町民講座とあわせて、さまざまな角度から助言をいただきます。

2 今後の改正スケジュールについて

(事務局より説明)

2月9日 第6回検討委員会、まちづくり町民講座(田中准教授)

3月上旬 第7回検討委員会(最終)⇒町への条例答申内容検討

3月下旬 条例改正について委員会から町へ答申(3月議会後)

4月 広報で答申内容掲載

~~4月～6月 まちづくりについて町民アンケート(まちづくり評価)~~

~~(4月上旬配布、下旬回収、5月分析)~~

~~→総合計画の作成も近いため、別な時期・方法で行う方針となった。~~

4月～7月 条例作成作業

~~7月 7月広報にアンケート結果・条例案掲載~~

8月中 パブリックコメント開始

9月中 条例案整理

9月 条例案議会提出(又は12月)

事務局) アンケート実施については、来年度予算計上はなくなった。総合計画策定も近く、アンケート等が重なる可能性があるため、時期・方法を再考する。

3 報告 ニセコ町広報公聴検討会議およびニセコ町情報公開・個人情報保護審議会の意見

(資料1に基づき、事務局より説明)

4 議事

(1)「まちづくり基本条例見直し事項の集約 資料2」の検討について

①資料2の各項目について、答申内容とするか否か。

②各項目の記載内容の整理

③条例として書き込む項目の整理

(以下、資料2「まちづくり基本条例見直し事項の集約」の箇条に基づき、上記①～③について各委員および田中准教授による意見・提案などをディスカッションした。)

< 1 条例とその理念の一層の共有 >

事務局) これはいわゆる条例の啓発・PRの部分。

委員) この条例ができたときには、全町民に配布されたと聞いているが、自分が転入してきた

2年程前には、基本条例の条文も何も渡してくれなく、後で頼んでからようやく焼いてくれた。町の憲法として存在しているのは事実だし、とても重要なもの。ポケット版のようなものでも作って日本語版だけでなく英語版も作成したほうがいいのでは。手帳サイズならいつでも持ち歩けるし、何かあったときに条文の確認などがしやすい。

委員) それとあわせてだが、予算説明書も転入者にきちんと渡さなければならない。

事務局) 本来は渡していたが、窓口対応に差が出てしまってきている。しっかり職員に対しても意識付けをしなければならない。先生から何か意見はありますか。

准教授) 答申をするにあたっては、この検討はどのような観点・モノサシから検討してその良し悪しなどを判断しているかを冒頭に上げることが大切。PRについては、他の自治体と比較してもさほど悪くはないが、ようこそニセコ町という感じで、ゴミ捨てルールやまちづくりのルールを併せた蛇腹程度のスケールでニセコのルール帳のようなものを作成するのはとてもいいと思う。

< 2 十分に実施できていない事項への対応 >

委員) まちの憲法とするならば、いわゆる違憲状態にあるということになるが、反するというのではなく、そこまで到達していないだけ。

事務局) やっていないのに何で載ってるのかという指摘もあった。

委員) 評価制度が整備されてくればまた状況は変わってくる。

委員) この部分は自分たちが関係してこないとわかりづらい。

委員) 答申についてもただ羅列していくのではなく、強弱は必要。問題点を大きく分類してから羅列していくなど。

< 3 議会関連規定の実施 >

委員) 議会の細やかな公表は不足している。委員会には議事録がないし、しかし傍聴はできる。特に予算特別委員会などは、議員が勉強しているか否かがすぐわかる。

委員) ライブ中継などの方法も。

委員) 音声だけあったオフトークがなくなってしまった。

事務局) 人が集まる公共施設にテレビで視聴できるところがある。

委員) 議会や議員個人そのものにも緊張が出て、質が上がるのでは。

委員) 出前議会のようなことを実施しているところがある。役所ではなく議員が自ら足を運んで町民の意見を集約している。

委員) そうなれば、町民の町議会に対する政治意識も高まる。

事務局) これらの点について、先生の意見は。

准教授) 実施していないものなんかは、工程表を作るのも手法の一つ。

議会については、要求が多く細かいが、条例にのっとった政策決定過程というか、議員にとってもこういうことをやった方が自分の得になると思ってもらうこと。極端に言えば、自分の票に繋がるということ。どこかの婦人部などが寝ている議員や一般質問の回数を数えたりして勝手に議員の評価をしているところがあるが、そうではなくて議員は議会の数日間だけが仕事ではない。日給制とかが謳われているが、数日間出勤しているだけが議員の仕事ではなくて、真剣に議員になっている人は普段からの活動が重要なわけで、自ら住民との交流を増やして、一般の人にああいう人になりたいと思わせなければだめですね。

准教授) 他の自治体と比較するのもひとつの手法ではある。ここ7・8年で議会基本条例が30個もできた。これは、地方議会の存在意義への危機感の現れであり、議会がこれからもっと重要な役割になってきている証拠。

委員) 「みずから政治」という言葉もあるように、政治や議会がもっと身近なものとなってもいいと思うことが大切。どうすれば議会は変わりますか？

准教授) 議会議員10人の中で、やはり改革したいという人が一人でも出てくること。慣例を破りたいという人が出てくると、周りは潰せなくなる。選ぶのは住民であるので、住民が儀意を育てていくということ。

委員) 農村地域の議員は、農事組合等の会合が多いためそういう場に顔を出して意見を聞く場が多いが、市街地の場合はそういう機会が少なく差がある。

委員) 議員が普段なにを活動しているのかがさっぱりわからない。

准教授) なかなか普段を知られない。だから地方議会不要論になる。

委員) そこで、男女共同参画のバランスが必要になってくる。また、ニセコはもう半数が移住者とも言われているのに、ぜんぜん表へ出るチャンスがない。

委員) 昔から住んでいる人は、後から来た人が突然ごちゃごちゃやっていると、そういう風にとられることが多い。しかし、昔から住んでいる人が昔から培ってきたことを尊重することも重要なこと。移住者は既存のコミュニティを尊重し、昔から住んでいる人は温かく迎え入れる。この新旧住民の融和こそがこの条例の今後のテーマでもある。

< 4 情報共有と住民参加を進める諸制度の見直し >

委員) 予算説明書はとていいので、今後も続けていかななくてはならない。

事務局) 来年度からは希望者配布という方針になった。毎年、いらぬという声が届いているらしく、全戸配布は無駄ではないかということがずっと言われたので。

委員) それは、予算の問題か。

事務局) 予算はほとんど変わらない。そもそも数十万のはなし。

准教授) 予算をわかりやすくお知らせするというのは町の姿勢の問題。役所に出向いてもらうのではなく、そうしなくても手元にあるということが大切。

委員) 町民に対していろんなことを知ってもらいたいかどうかという姿勢が表れる。

委員) もしそうなれば、今年は重要な転換点となるだろう。

准教授) 他の自治体の例では、基本条例のことがちゃんと実施されていないと、議会で野党が詰め寄る場面もある。そういう体制が自治体のレベルアップに繋がる。この件については衝撃的。

委員) 逆に議論が高まってくる可能性はある。

准教授) 知りたい人にだけ知らせるとするのは、民主主義ではない。

委員) 町内会なんかでも、こういう条例がある町の住民なのに、総会などの欠席者に対して何の資料も回ってこない。

< 5 外国籍住民の参加、6 未成年者の参加、7 男女共同参画の視点 >

委員) クオータ制の考え方の反映できないか、ではなくしなければならぬ。ニセコは議員も管理職も全部男性で、とても世界に遅れている。今までの歴史の中でも、女性は原オクラさんや松田さんだけ。

委員) 海外の例は、あくまで比例区の名簿に入るということで、議員定数そのものではないのでは。議員定数となると問題があるのでは。

委員) 憲法違反の話で、弁護士で社民党の福島党首は違憲にはならないといていた。

委員) この委員会での合意点は審議会などの諮問機関という話ですんだはず。議員定数となると平等の観点から十分深い議論が必要。

事務局) 内閣総理大臣に意見書を提出するとかそういうレベル。今日の議論は基本条例にどれだけ、どのように反映させていくかというところを議論しなければならない。

委員) 今回の答申に、諮問機関にだけでも反映させることを入れるだけでも大きな前進ではないですか。

委員) 女性なら誰でも言いというわけではなく、勉強する機会を作って底上げしていかななくてはならない。

事務局) 条例には、公募に当たっては一方の性に偏らない・・・という具合で入ってくるとおもう。これは、とても大きい前進。そこから先については、細かく謳うことではない。

准教授) 男女共同参画の法律ができて、確かにニセコでは何の計画等もない。そして、この問題は、男女共同という仕組みのほかに、子どもや外国人、障害者や高齢者などそれぞれについてふさわしい参画の方法の議論としてこれらを具体化するべき問題。10条2項の趣旨に基づいて、31条2項に男女共同について書くことはありだが、こういう言葉を出すだけでバックラッシュがありうる。子どもの参加についても、成人年齢の議論の反面は少年犯罪が増えている。

事務局) ニセコに関しては男女共同についてのバックラッシュはないと思うが、基本条例のときに子どもの参加については議論があった。

准教授) 外国籍については、ニセコは100人程度と聞いているが、世界では10組に1組が国際結婚とも言われている。この条例は、そういう仕事をしなさいという決まりでもあるので、男女共同についても載せることは十分ありだと思う。

委員) 子どもの参加については、子どもによる子どものための権利条約という14歳の子が書いた本がある。ぜひ読んでみてほしい。

< 8 コミュニティの役割を再度問う >

事務局) ここはまさに新旧住民の融和をどう取り入れるか。

委員) いろいろなコミュニティがある中で、町内会活動というのが重要なのだが、いまだ旧憲法下のような運営に違和感を感じる。

委員) やはり、入らなくてもいいと思っている人はいる。地域によっては農事組合など月1回の会合や神社の集まりも年6回ある。しかし出ない人は出ない。

委員) 温かく迎える人と、郷に従う人がうまく噛み合えばいいのだが。

委員) ニセコに移住してくる人は60歳過ぎてから来る人が多い。だから医療制度の充実が必要。住み続けられるニセコとっている以上は。

委員) だからこそコミュニティがものをいうのでは。

委員) 信頼関係を築いていく様な生き方をしていくことも重要。自分が一人で倒れたときにも何とかしてくれるような。

事務局) この点については、一番議論したところ。重要なのはとくに知っているのだが、言葉

にして書き込めない。細かく書けばいいということではない。

委員) 助け合いって言ったって現実にはみんな高齢化してしまったらそうは行かないのでは。

< 9 まちづくりの成果の整理 (アーカイブ) >

委員) 情報伝達にうまく繋がればいい。ただ整理しただけでは役場内の仕事で終わってしまう。

< 10 町職員の役割 >

准教授) 公務員の宣誓文は条例の定めで決まっているのだが、宣誓文にまちづくり基本条例の言葉が入ってもいい。「1」にも繋がる。いま、人事管理は人的資源ということがあるが、使い切ってしまう資源ではなく、人的資本 (ヒューマンキャピタル) として育てていかななくてはならない。これは、職員だけではなくて公の仕事をする民の人、指定管理者などにも言えること。

< 11 近隣町村との連携 >

事務局) 近隣だけではなく、姉妹都市や国際交流。

委員) 国際交流や地域のイベントに参加してもらおうというのも、新旧住民の話と同じようなもの。

准教授) 52条や53条にもしっかり書いてる。国際交流などは情勢が変わると空文化することもある。

< 12 不利益救済機関の設置、13 公益通報者保護 >

委員) 民生委員や行政推進委員の中でも、たまにちゃんと相談に乗ってくれないこともある。報酬などはもらっているのか。

委員) 国からは一切ない。町からは数千円あるのみ。

事務局) この部分との法的関係は。

准教授) 公益通報者保護法があり、基本条例に書く書かないかは関係なく窓口となる義務はある。基本条例には35条の法令の遵守という文もあり、その体制を充実させること。そもそも公益通報者保護法は保護することが目的。

行政不服審査法についても今までは内部審査だったが、担当者以外の人が担当し、第三者に諮問させなければならないことになっており、実際にニセコでそこまであるのか。あまりここを大きくする必要はあるのか。

< 14 町民の「学習権」の保障 >

事務局) 前回の改正の検討でできたこと。

准教授) 学習権とは確立された概念ではない。憲法に保障されている教育権とどう異なるのか伝わりづらい。生涯学習などと同じになっている。むしろ図書館設置条例など個々の施策で謳うことで、まちづくりの基本原則に、自分の学習をどう組み込むべきなのか。

委員) しかし、北海道の学力は低く、教育力の向上のための条例は必要では。

准教授) それは、まちづくり基本条例にまちづくりの指針として入れるかという問題。施策として総合計画などに入れていくなど。基本条例にも入れることは可能ではある。特色として地域の思いが伝わってくる。

< 15 パブリックコメント手続きの充実、18 関係団体への統制 >

事務局) 計画策定だけでなく、条例制定等にも拡大していく。

委員) 異議なし。

事務局) 18については、10のときに話したとおり。

事務局) 以上。次回は答申案という形で委員会にかけたい。

以 上